

令和6年1月29日

国土交通大臣
齊藤鉄夫 殿

道路運送法第78条第3号に基づく制度における
「遊休車両」の活用に関する要望書

一般社団法人 全国ハイヤー・タクシー連合会
会長 川鍋一朗



平素より、タクシー事業に対して、格別なるご指導、ご鞭撻を賜り厚く御礼申し上げます。

タクシー事業は、地域に密着した輸送サービスであり、国民生活に欠かせない地域公共交通機関として、お客様に安全・安心にご利用いただけますよう、その社会的責任を果たすため日夜努力を続けております。

さて、国土交通省では、デジタル行財政改革中間とりまとめ（令和 5 年 12 月 20 日デジタル行財政改革会議決定）を受け、道路運送法第 78 条第 3 号に基づく制度^(※)の創設に向け、鋭意検討を進めておられるものと推察いたします。

^(※) 現状のタクシー事業では不足している移動の足を、地域の自家用車や一般ドライバーを活かしたライドシェアにより補うこととし、すみやかにタクシー事業者の運行管理の下での新たな仕組みを創設する。

タクシー業界は、約 3 年間にわたる新型コロナウイルス感染症の影響により、ドライバーはコロナ前に比べて約 2 割減少し、ドライバー不足によるタクシー車両の稼働率の低下は、数多くの「遊休車両」を生み出すこととなり、タクシー事業者の経営状況を圧迫する事態を招いています。

一方、タクシー事業者の車庫で待機する「遊休車両」は、自動車整備士による定期的な点検・整備が施されるとともに、ドライブレコーダーなどの安全装置を装備し、法令で定める基準に適合する任意保険・共済（人身 8,000 万円以上、物損 200 万円以上）に加入していることから、新しい制度の創設により一般ドライバーが持ち込む自家用車と比べ、安全・安心・快適な車両であることは言うまでもありません。

つきましては、不足している移動の足を確保するため創設する道路運送法第 78 条第 3 号に基づく制度においては、これらの「遊休車両」の活用について前向きにご検討いただきますよう強く要望いたします。事情ご賢察の上、何とぞご高配を賜りますようお願い申し上げます。